

呉市集落排水事業と呉市下水道事業の会計統合について

1 現状

本市の集落排水事業は、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業から成り、これらの事業区域から排出される汚水を処理することで、公共用水域の水質保全及び生活環境の改善を図ることを目的に実施しています。

これらの集落排水事業については、上下水道局が市長事務部局から委任等を受けて、特別会計で事業運営を行っています。

(1) 農業集落排水事業：8地区（下島地区、三之瀬地区、野路西地区、立花地区、大浜地区、沖友地区、久比地区及び向地区）

接続戸数 1, 163戸（令和4年3月末現在）

(2) 漁業集落排水事業：3地区（大地蔵地区、鹿老渡地区及び豊島地区）

接続戸数 605戸（令和4年3月末現在）

2 国からの要請

平成31年1月25日付け総務大臣通知「公営企業会計の適用の更なる推進について」において、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組むため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）を適用していない事業について、遅くとも令和6年度から、同法の規定の全部又は一部（財務規定等）を適用し、公営企業会計へ移行するよう要請されています。

また、令和4年1月に総務省から、会計処理に係る委託費や人件費等の節減を図るため、複数の種類の下水道事業等について、会計統合の取組を積極的に推進するよう通知がありました。

3 呉市の方針

「呉市集落排水事業特別会計」を公営企業会計に移行するとともに、「呉市下水道事業会計」に会計統合をして、上下水道局で一体的に事業運営を行うことで、効率化を図ります。

4 実施時期

令和6年4月1日

5 今後の議会関係スケジュール

- ・令和5年3月定例会 令和5年度予算（会計統合に係るシステム改修費）の提案
- ・令和5年9月定例会 呉市下水道条例その他の関係条例の一部改正案等の提案
- ・令和6年3月定例会 令和6年度予算（会計統合）の提案

(参考) 公共下水道と集落排水の両方を所管している218市町村における地方公営企業法の適用状況

地方公営企業法適用区分		集落排水事業	
		全部適用	一部適用
公共下水道事業	全部適用	144	0
	一部適用	0	74

※出典：令和元年度 地方公営企業年鑑